佐世保工業高等専門学校バリアフリー支援部会規程

（平成１９年４月４日制定）

（趣旨）

第１条　佐世保工業高等専門学校教務委員会規程第９条の規定に基づき、本校における障害や疾病等により社会的障壁を抱える学生に対し、社会的障壁の状況に応じて適切な教育及び学生生活の支援方針等を策定するため、教務委員会にバリアフリー支援部会（以下「部会」という。）を置き、必要な事項を定める。

（組織）

第２条　部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一　教務主事

二　当該学生が本科生の場合は在籍する学科長及び学級担任、専攻科生の場合は専攻科長

三　バリアフリー支援室長

四　バリアフリー支援コーディネーター

五　学生相談室長

六　その他部会長が特に必要と認めた者

（部会長）

第３条　部会長は、教務主事をもって充てる。

２　部会長に事故等があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。

（開催）

第４条　部会は、部会長が必要と認めた場合に開催する。

（報告）

第５条　部会長は、部会の議事内容等を教務委員会に報告するものとする。

（委員以外の者の出席）

第６条　部会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

（守秘義務）

第７条　第２条及び第６条の規定に基づき選出された委員は、当事者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮するとともに、守秘の義務について厳守しなければならない。

（事務）

第８条　部会に関する事務は、学生課において処理する。

附　則

この規程は、平成１９年４月４日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年１月２０日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２９年６月２０日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年１２月１０日から施行する。